はじまります 障害者自立支援法

現在の障害者に対する法律が4月より『障害者自立支援法』になります。

○ポイント○

①障害者（身体・知的・精神）に対するサービスが一元化されます

→現在まで「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神障害者福祉法」「児童福祉法」とそれぞれ異なった法律のもとで福祉サービスを行ってきましたが、障害者自立支援法では、共通の法律で福祉サービスを提供できるようになります。そのため、制度間の格差を解消することができます。

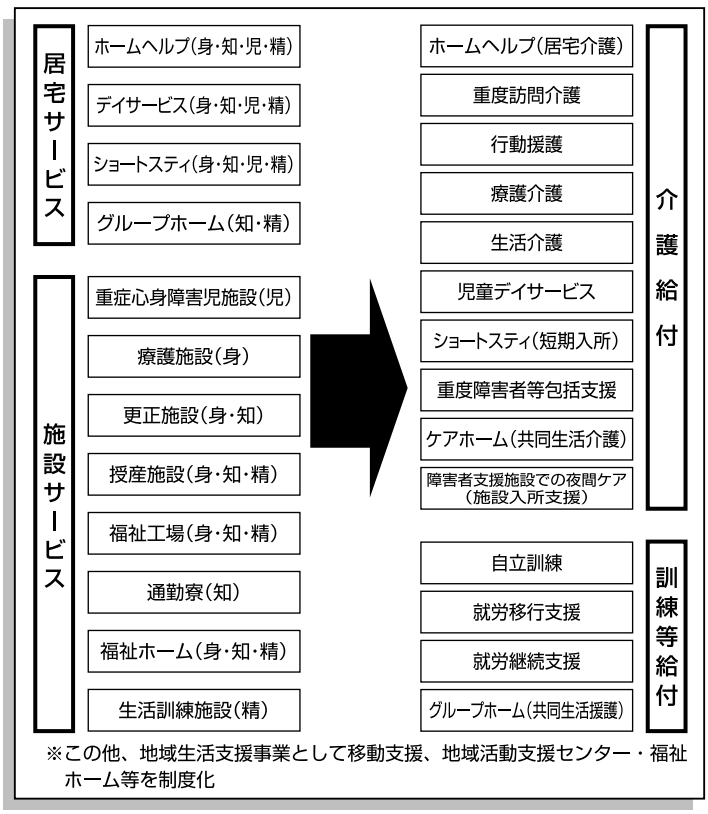

②利用者が負担する額が変わります。

福祉サービスを利用する上で利用者が負担する額を、利用するサービスや所得額に応じて決定される定率負担〈表1〉にすることで、多くの方が利用できるように安定した財源が確保されます。また、所得の少ない方に対して各種軽減措置があります。

③居宅サービスなどの利用限度決定が明確になります。

全国共通の聴き取り調査や、障害者に対する知識がある方々で構成された「市町村審査会」により、支給決定が明確化・透明化されます。

④地域で自立するための基盤整備が可能になります。（地域生活支援事業）

障害者が地域の中で自立した生活ができるように、相談支援や、社会参加のための移動支援、日常生活用具などの給付を行う「地域自立支援協議会（仮称）」を町又は広域的な市町村で実施します。

○新サービス体系○

〈表2〉

・自立支援医療…現在の「更生医療」「育成医療」「精神障害者通院公費負担」を一元化

・自立支援給付

①介護給付…ホームヘルプ、短期入所、施設入所など

②訓練等給付…就労移行支援、就労継続支援など

・地域生活支援事業…相談支援、移動支援、日常生活用具給付事業など

○利用者負担のしくみ○

・自立支援医療、自立支援給付において、現在の利用者負担とは違うしくみになります。

・施設入所などにおける食事や光熱費（実費負担）は、利用者が負担することになります。

〈表1〉

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身 体	給付対象（応能負担）		実費負担
知 的	給付対象（応能負担）		
精 神	給付対象(負担なし)	実費負担	

⇩

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
3障害	給付対象（定率：1割）	実費負担	実費負担

※所得が少ない方には負担金の軽減措置があります。

〈表2〉

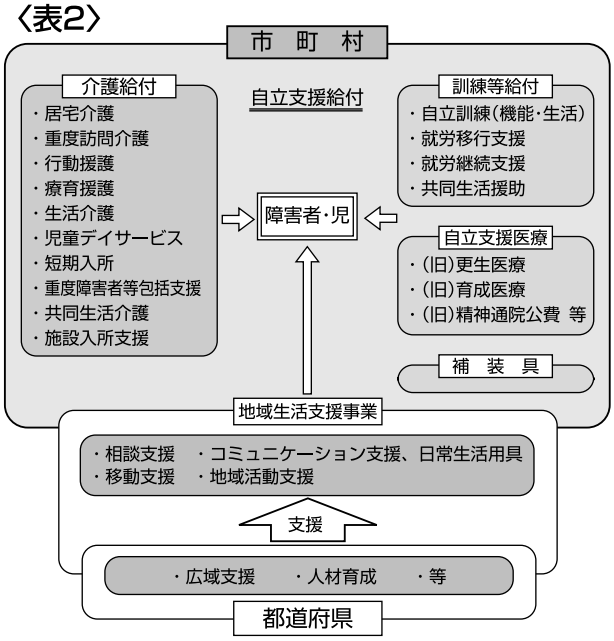

◆ 問 い 合 わ せ　健 康 福